

令和5年門審第24号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年12月3日09時55分

鹿児島県上甕島東方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 4.9トン

登録長 11.26メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 308キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、その左舷側にレーダー及び魚群探知機兼用のGPSプロッター、右舷側に機関操縦レバーを備えたFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、釣りの目的で、船首0.7メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和4年12月3日09時00分鹿児島県川内港を発し、上甕島東方沖合の釣り場に向かった。

ところで、上甕島東方沖合には、鹿児島県双子島及び同県沖ノ島などの孤立した岩小島や暗岩が散在し、双子島とその東方約500メートル沖合の沖ノ島との間には双子島の北東方約150メートル沖合から半径約130メートルの範囲に危険界線で囲まれた浅所（以下「双子島浅所」という。）が海図W207に記載されており、Aに装備されたGPSプロッターの画面を拡大表示すれば、双子島浅所付近の水深を表示することができた。

発航に先立ち、a受審人は、双子島と沖ノ島の北方沖合を幾度も航行した経験があり、両島間の沖ノ島寄りを航行する船舶を見掛けたことから、双子島と沖ノ島との間を初めて航行して釣り場に向かうこととし、双子島浅所の存在を知っていたものの、その拡張状況を把握していなかったが、沖ノ島寄りを航行すれば無難に航行できるものと思い、GPSプロッターの画面を拡大表示して双子島浅所の拡張状況を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a受審人は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、沖ノ島南方沖合に向けて甕海峡を西行し、09時51分半少し過ぎ射手埼灯台から107度（真方位、以下同じ。）2.5海里の地点で、針路を双子島と沖ノ島との間に向く329度に定め、8.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、舵輪後方に立ち、手動操舵によって進行した。

こうして、a 受審人は、双子島浅所に向首続行し、09時55分射手埼灯台から099度2.1海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、双子島浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の東風が吹き、潮候はほぼ低潮時にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船尾部船底外板に亀裂等を生じ、来援した僚船により引き出されて鹿児島県里港に引き付けられた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、双子島と沖ノ島との間を航行して釣り場に向かう予定で川内港を発航する際、水路調査が不十分で、上甕島東方沖合の双子島浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、双子島と沖ノ島との間を航行して釣り場に向かう予定で川内港を発航する場合、双子島浅所の存在を知っていたものの、その拡張状況を把握していなかったのだから、GPSプロッターの画面を拡大表示して双子島浅所の拡張状況を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、沖ノ島寄りを航行すれば無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、上甕島東方沖合の双子島浅所に向首進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年12月21日

門司地方海難審判所

審判官 管 啓 二